

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

プロポーザル方式業者選定委員会委員長

小川町プロポーザル方式業者選定実施要項第7条の規定に基づき、下記のとおり提案書を募集します。

1 業務概要

(1) 業務名 小川町総合福祉センター集約再整備基本設計・実施設計業務委託

(2) 業務目的

本業務の対象施設である小川町総合福祉センターは平成10年に竣工及び供用開始された。現在、設備の老朽化に伴いボイラーや冷温水機、プールの可動床、生きがいホールの音響設備等故障が多発し一部のサービスを休止している状況である。

町では老朽化した設備の改修だけでなく、今後の総合福祉センターのあり方について検討を行い令和8年1月に小川町総合福祉センター集約再整備基本構想・基本計画（案）を公表した。この計画案には総合福祉センターの改修だけではなく、老朽化した他の公共施設、また類似する設備を持つ施設の集約化が盛り込まれた。この計画案は町民及び利害関係者等に対し公表され、多くのパブリックコメントを受けた。寄せられたパブリックコメントの一部を反映させたうえで令和8年3月に小川町総合福祉センター集約再整備基本構想・基本計画として策定した。

本業務は小川町総合福祉センター集約再整備基本構想・基本計画を基に既存建物に大河公民館及びふれあいプラザおがわの機能を集約し、現在故障中の設備の改修等を行い新たな運営方法を目指し小川町総合福祉センター集約再整備基本設計及び実施設計を行うものである。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年9月30日まで

(4) 業務内容

- ア 現地調査
- イ 施設改修にかかる基本設計、実施設計
- ウ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との協議
- エ 備品選定
- オ 各種申請等手続き（必要な場合）
- カ 工事費見積書及び仕様書の検討、整理等

※施設改修工事監理は本契約に含まない。

キ 業務報告および成果物

本業務について、報告書（打ち合わせ記録、調査資料等）を随時取りまとめる。受託業務の完了は、以下の提出物を持って完了とする。

- ①設計図（A3判縮小印刷） 2部
- ②備品一覧表
- ③工事関係書類（見積書・特記仕様書等） 1部
- ④申請等関係図書（必要な場合） 1部
- ⑤打ち合わせ記録簿 1部
- ⑥上記成果品電子データ 1部

※ CADデータの保存形式については、原則としてDWG、DXF、SFXとする。

- ⑦その他、発注者が必要と認めるもの

ク 打合せ及び記録

打ち合わせは、次に掲げる時期に行い、速やかに記録を作成し、発注者に提出する。

- ① 業務着手時
- ② 各業務の節目の時点
- ③ 発注者又は管理技術者が必要と認めた時

ケ 会議等運営支援

庁内検討組織の運営支援及び資料作成支援（2回程度）

(5) 業務対象建物 小川町総合福祉センター

（埼玉県比企郡小川町大字腰越618番地）

※建物の概要は、別紙「小川町総合福祉センター集約再整備基本設計及び実施設計にかかる設計と条件」による。

(6) 業務企画提案に係る委託料の見積上限額

金 63,000,000円

(消費税及び地方消費税相当分を含む)

(7) 業務実施上の条件

業務実施に当たっては、以下の点に十分留意し、自社及び協力会社内の資源を最大限活用することを原則とする。

ア 小川町総合福祉センター集約再整備基本構想・基本計画を熟読して取り組むこと。また、本事業の対象である小川町総合福祉センターは第6次総合振興計画において地区拠点と位置付けられている事を踏まえ、地域での活動が活発な展開につなげられる事を強く意識し、創造性を確保した実効性のある取り組みを行うこと。

イ 総合福祉センターに集約予定である「大河公民館」、「ふれあいプラザおがわ」、また小川町民会館のホール棟解体により機能移転が行われる「生きがいホール」の状況を十分に考慮すること。

ウ 関係法令を遵守し、関係機関との協議調整を図ること。

エ 本業務の目的達成のために性質上必要と思われる事項は、発注者と協議の上、受注者の責任において完備しなければならない。

オ 本業務において受託者が作成した成果品などの全ての権利は町に帰属するものとする。

(8) 業務所管課

長生き支援課 長生き支援グループ

(9) その他留意事項

別紙「小川町総合福祉センター集約再整備基本設計及び実施設計にかかる設計と条件」による。

2 参加の申込みに関する事

(1) 参加申込書の作成様式

参加申込書(様式第6号)及び技術資料(様式第13号)を提出のこと

(2) 提出期限、場所及び提出方法

ア 提出期限: 令和8年5月14日(木)正午まで

イ 提出場所: 〒355-0327 埼玉県比企郡小川町大字腰越618番地

小川町長生き支援課 長生き支援グループ

小川町総合福祉センター 1階

TEL：0493-74-2323（内線101・106）

e-mail：ogawa119@town.saitama-ogawa.lg.jp

ウ 提出方法：郵送又は持参

郵送の場合提出期間内に必着

持参の場合、土、日曜日、祝日及び業務時間（午前8時30分から午後5時15分）外は不可とする。

(3) 参加申込の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の項目に該当する単体企業又は特定委託業務共同企業体（以下「JV」という）とする。

ア 単体企業として本プロポーザルに参加する企画提案者の場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、資格要件確認のため、関係機関に照会する場合がある。

- ① 小川町競争入札参加資格者名簿（設計調査測量）に建築関連コンサルタント及び建設コンサルタントの登録がされている者。
- ② 単体企業において、過去10年以内の同種の業務実績が2つ以上であること。
- ③ 建築士法（昭和25年法律第202号）（以下「建築士法」という。）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。
- ④ 建築士法に基づく、一級建築士の資格を有し、企画提案者（または共同企業体）の組織に属している者を管理技術者として配置すること。また、主任技術者は、技術士（建設__都市及び地方計画）又はRCCMの資格を有しているものを配置すること。
- ⑤ 小川町指名停止等措置要綱の別表第1又は別表第2の各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当しない者。
- ⑦ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当しない者

- ⑧ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人ではないこと。
- ⑨ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人に該当しないこと。
- ⑩ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人に該当しないこと。
- ⑪ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人に該当しないこと。
- ⑫ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人に該当しないこと。
- ⑬ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人に該当しないこと。

イ JVとして本プロポーザルに参加する企画提案者の場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。JVを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。なお、資格要件確認のため、関係機関に照会する場合がある。

- ① 代表構成員は本業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。
- ② 過去10年以内の同種の業務実績において、代表構成員と構成員の合算が2つ以上であること。
- ③ 代表構成員は、5(3)ア①から⑬をすべて満たすこと。
- ④ 構成員は、5(3)ア④から⑬をすべて満たすこと。
- ⑤ 代表構成員及び構成員は、それぞれ技術資料（様式第13号）を提出すること。
- ⑥ 代表構成員及び構成員間で締結予定の特定委託業務共同企業体協定書（案）（参考ひな形参照）を参加申込書に添えて提出すること。

3 企画提案者の選定に関する事

(1) 企画提案者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者の数
業務経歴	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績等

専任性	当該業務に専念できる時間が十分あるか	手持ち業務量
実施体制	実施体制はどうか	従事予定者数

【同種】 建築の改修基本設計又は改修実施設計（延床面積：2,500㎡以上）

【類似】 建築の改修基本設計又は改修実施設計（延床面積：1,250㎡以上）

(2) 非選定理由に関する事項

ア 業務の実施について

業務遂行力、専任性及び実施体制を勘案し、業務の実施が困難であると見込まれること

4 企画提案書の作成に関すること

(1) 企画提案書の作成様式、提出部数

ア 任意の様式による企画提案書（A4版両面印刷4枚以内。表紙、目次及び見積書は除く）正本1部及び副本8部（副本は複写可）

※副本については企画提案者の社名、その他の社名が特定できるような表記はしないこととする。企画提案者の責任において本業務の一部を行う連携・協力にかかる企業・団体名についてはこの限りでない。

イ アの内容のPDFデータ（CD-ROMまたはDVD-ROM） 1部

ウ 添付資料

- ① 企画提案書提出届（様式1）
- ② 品質管理・情報管理（様式2）
- ③ 工程表（任意様式）

業務の始期は令和8年6月30日（火）とする。また、工程の中で生じうるリスクについて想定し、その対処方法を記載すること。

- ④ 業務見積書（任意様式）

基本設計、実施設計ごとの内訳がわかる見積書（代表者印を押印すること）を提出すること。また見積書には消費税及び地方消費税相当額をわかるように表記すること。

(2) 記載上の留意事項

以下の項目内容は、必須とする。

ア 業務の実施及び取組方針

イ 実施フロー

ウ 主要検討事項

- ① 小川町総合福祉センター集約再整備基本構想・基本計画に基づく設計方針
 - ② 期間内の工事完了のための発注の方策及び予定建設費の上限を超えないようにするための工夫
 - ③ ランニングコスト削減及び環境負荷の低減の方策
 - ④ 施設管理及びセキュリティ確保に配慮した設計の方策
 - ⑤ 設備改修と内装改修のコスト配分の方針
 - ⑥ 地域資源の活用
- (3) 企画提案書の作成に関する質問及び現地見学会

ア 質問書の受付期間

令和8年5月15日（金）から5月22日（金）まで

※土、日曜日及び業務時間外を除く

イ 提出方法

質問書（任意様式）に質問事項を記入し電子メールに添付して、長生き支援課に送信すること。なお、電子メール送信後、確認のため電話による連絡を行うこと。（e-mail ogawa119@town.saitama-ogawa.lg.jp）

ウ 質問に対する回答

提出のあった質問事項をとりまとめたうえ、企画提案者全員に対し令和8年5月28日（木）までに電子メールで回答する。

エ 現地見学会

現地見学会を以下の日程で行う。なお、現地見学会を希望する場合は事前に電子メールにて申込みを行うこと。

（e-mail ogawa119@town.saitama-ogawa.lg.jp）

※現地見学会は複数の企画提案者で希望日時が重なった場合、調整し追加の日程を組む場合があります。

第1回 令和8年5月18日（月） 午前10時から正午まで

第2回 令和8年5月18日（月） 午後2時から午後4時まで

第3回 令和8年5月20日（水） 午前10時から正午まで

第4回 令和8年5月20日（水） 午後2時から午後4時まで

- (4) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限：令和8年6月8日(月)正午まで
- イ 提出場所：〒355-0327 埼玉県比企郡小川町大字腰越618番地
小川町長生き支援課 長生き支援グループ
小川町総合福祉センター 1階
TEL：0493-74-2323（内線101・106）
e-mail：ogawa119@town.saitama-ogawa.lg.jp
- ウ 提出方法：郵送又は持参
郵送の場合、提出期間内に必着。
持参の場合、土、日曜日及び業務時間（午前8時30分から午後5時15分）外は不可とする。

(5) 企画提案書作成上の留意事項

- 企画提案書の様式は任意とし、実施要項を精読の上、業務ごとに下記のとおり作成するものとする。
- ア ページ番号を付すこと。なお、表紙及び目次はページ数に含まないものとし、ページ番号も不要とする。参考見積書は別添とする。
- イ 企画提案書の文字フォントサイズは、10.5pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などに関してはこの限りでないが、明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。
- ウ A3版(Z折片面印刷)を使用する場合は2頁として取り扱うものとする。
- エ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付するなど、過大なものとならないよう留意すること。カラー印刷での提出も可とする。
- オ 参考見積書は様式、枚数は任意とするが、積算根拠を示した内訳書も添付すること。

(6) 企画提案のプレゼンテーション

企画提案書の提出後、書類審査を行い、必要に応じてプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションを行う場合は令和8年6月12日(金)とする。

プレゼンテーションへの参加人数は4人以内とし、業務実施体制に記載のある技術者から選出するものとする。実施場所及び時間については令和8年6月10日(水)までにプレゼンテーション対象者に通知する。プレゼンテーションに欠席した場合は、委託に応じる意思がないものとみなす。

なお、状況によりオンラインで実施することができるものとする。オンライン

ンで実施する場合は、事前にプレゼンテーション対象者と協議の上行う。

(7) 企画提案書を採用するための評価基準

ア 業務遂行能力・保有技術力に対する評価【20点】

評価項目	評価の視点	評価の指標
企画提案者の業務実績	企画提案者の業務実績【5点】	過去10年以内の同種・類似業務の実績
管理技術者及び主任技術者の能力・業務実績	管理技術者の資格・経験【5点】	一級建築士取得状況及び実務経験年数
	主任技術者の業務実績【5点】	技術士の取得状況及び実務経験年数
実施体制	業務遂行に必要な体制【5点】	本業務に取り組む人員の人数・協力体制・役割の明確化による業務遂行における優位性、専門性

イ 企画提案内容に対する評価【65点】

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務に対する基本的な認識や考え方	本業務の本質的な意義、意図、目的を理解しているか。【20点】	業務理解の的確性
業務達成のための方策	企画提案募集要項の業務内容に示された事項を達成するために効果的かつ達成可能な企画提案であり、工事の実施段階における配慮、考察がなされているか。【30点】	企画提案内容の的確性・実現性
工程計画	工程計画が的確にたてられているか。また、生じうるリスクについての考察がなされているか。【15点】	工程計画の的確性。リスクに対する対処方法

ウ プレゼンテーションの評価【10点】

評価項目	評価の視点	評価の指標
説明力・表現力	意欲的に取り組んでおり、かつ説明が論理的でわかりやすく、納得できるか。【5点】	プレゼンテーションの内容
コミュニケーション・協調性	質疑に対する回答が的確、かつ意思疎通が円滑に行えるか。【5点】	質問に対する受け答え、その内容

エ 業務見積書の評価【5点】

評価項目	評価の視点	評価の指標
業務見積書	見積上限額に対する見積提示額【5点】	見積上限額に対する見積提示額の割合

(8) 企画提案者の内定方法

小川町プロポーザル方式業者選定実施要綱第14条に基づき、プロポーザル選定委員会の審査を経て、企画提案者を内定する。

(9) 企画提案の不採用理由に関すること

提出した企画提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により、選定委員会から通知する。

5 企画提案の内定者に関すること

所管課と内定者は、発注業務の仕様内容について、募集要項及び企画提案書を基に協議し、その内容を決定する。その後、所管課は、業務仕様内容が決定し、業務の発注が整った段階で、本業務について内定者と随意契約により契約を締結する。

6 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び企画提案者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び企画提案書を無効とし、その提出者を失格とする。
- (4) 提出期限後における参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。ただし、選定委員会から要請のあったものについてはこの限りでない。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び企画提案書は、企画提案者に無断で使用しない。企画提案書の著作権は、企画提案書などを作成した者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書などの書類については、町が必要と認める場合には、本町は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (6) 企画提案書に記載した予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できない。
- (7) 選定経過の透明性を確保するため、必要な限度で参加者ごとの評価結果を事後に公表することがある。
- 7 本提案募集要項についての問い合わせ先

小川町役場 長生き支援課

: 〒355-0327 埼玉県比企郡小川町大字腰越618番地

小川町長生き支援課 長生き支援グループ

小川町総合福祉センター 1階

TEL : 0493-74-2323 (内線101・106)

e-mail : ogawa19@town.saitama-ogawa.lg.jp